

## 4．販売事業者の定期報告

### (1) 定期の報告

許可を受けてアルコールの販売事業を行う者にあつては、毎年1回、5月末日までに、前年度におけるアルコールの譲受け数量、譲渡数量等を記載した報告書を、販売事業者の主たる事務所を管轄する経済産業局長に提出することが義務づけられています。

(アルコール事業法施行規則第29条)

報告書： アルコール販売業務報告書(省令様式第32)

添付書類： アルコール譲受け一覧表(省令様式第33)

アルコール譲渡一覧表(省令様式第34)

この報告書は、販売事業者としての1年間(4月1日～3月31日)の業務の内容を書面に取りまとめて提出するものであり、販売事業者の全てにその提出が求められています。このため、仮に、前年度にアルコールの買い受けや売り渡しの実績がない場合でも報告書の提出が必要です。

(前年度にアルコールの買い受けや売り渡しの実績がなく、かつ保有しているアルコールがない場合でも、アルコール販売業務報告書(表紙)を提出する必要があります。)

また、アルコールの流通について、法定帳簿ではアルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動(搬入、搬出)を整理することとしているのに対し、報告書では、アルコールの取引に着目し、その財産としての移転(譲渡、譲受け)を整理するものとなっていますので御注意ください。

### (2) アルコール販売業務報告書の記載事項について

以下に挙げる事項について、主たる事務所、営業所又は貯蔵所別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載、提出することとなります。

#### 【前年度からの繰越】

前年度における「前年度からの繰越」であるので、昨年の4月1日に、その前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

#### 【増】

当該欄は前年度におけるアルコールの増加を要因別に記載してください。具体的な要因(摘要)別の記載事項等は以下のとおりです。

## 増加コード

摘要コード	サブコード
1 譲 受	なし
2 移 入	事業場整理番号（2桁）を記載
5 雑 受	1 計量誤差増 8 度数替え 9 その他増

### < 1 譲 受 >

譲受とは、流動資産としてのアルコールを他人から移転されることをいい、当該移転に対する報酬又は対価の有無は問いません。すなわち、有償の場合、無償の場合の両方を含むものとなります。したがって、販売事業者たる親会社等から無償でアルコールの支給（所有権の移転を伴うもの）を受ける場合でも、「譲受」として整理してください。

記載事項：摘要コード番号、事項、及び1年間に譲り受けたアルコールの数量

### < 2 移 入 >

ここでいう移入とは、自社の他の貯蔵所等からの移送受け入れをいいます。  
帳簿記載における「移入」とは異なりますので注意してください。

記載事項：摘要コード番号、移入元である自社の貯蔵所等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移入元である自社の貯蔵所等の名称、及び1年間に移入したアルコールの数量

### < 5 雑 受 >

ここでいう雑受とは、譲受、移入以外でのアルコールの増加及び度数替えによる増加をいいます。計量誤差等によって帳簿在庫より実在庫の方が多い状態に至ったときには、サブコード1「計量誤差増」として、当該アルコールより度数が高いアルコールからの希釈・変性等により当該度数のアルコール数量が増加した場合には、サブコード8「度数替え」として整理してください。また、それ以外の要因によりアルコールが増加した場合にはサブコード9「その他」として整理してください。

記載事項：

- 1 計量誤差増 摘要コード番号、サブコード番号、事項、及び1年間に増加したアルコールの数量
- 8 度数替え 摘要コード番号、サブコード番号、事項、度数替え前のアルコールの度数（「 度から度数替え」等）、及び度数替え後のアルコールの数量
- 9 その他増 摘要コード番号、サブコード番号、事項、具体的要因、及び増加したアルコールの数量

注：度数替えは、アルコールの度数が90度以上の範囲内においてアルコールを希釈する行為

のみに限られます。アルコールを90度未満に希釈した場合は「使用」に当たり、アルコールを濃縮して度数を高くする行為は「製造」に当たりますので、両方とも販売事業者は行うことができません。

### 【減】

当該欄は前年度におけるアルコールの減少を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

#### 減少コード

摘要コード	サブコード
7 譲 渡	1 許可事業者
	2 輸 出
8 移 出	事業場整理番号（2桁）を記載
9 雑 払	1 欠 減
	2 亡 失
	3 盗 難
	4 廃 棄
	5 収 去
	8 度数替え
	9 その他

#### < 7 譲 渡 >

譲渡とは、譲受と反対で流動資産としてのアルコールを他人へ移転することをいい、当該移転に対する報酬又は対価の有無は問いません。すなわち、有償の場合、無償の場合の両方を含むものとなります。したがって、無償でアルコールの支給（所有権の移転を伴うもの）を行った場合でも、「譲渡」として整理してください。

記載事項：摘要コード番号、サブコード番号、事項、及び譲渡したアルコールの数量

#### < 8 移 出 >

ここでいう移出とは、自社の他の貯蔵所等への移送払い出しをいいます。

帳簿記載における「移出」とは異なりますので注意してください。

記載事項：摘要コード番号、移出先である自社の貯蔵所等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移出先である自社の貯蔵所等の名称、及び1年間に移出したアルコールの数量

#### < 9 雑 払 >

ここでいう雑払いとは、移出以外でのアルコールの減少をいい、欠減、亡失、盗難、廃棄、収去等を整理します。

それぞれ、その事実に基づいて、下記に定められた記載事項を記載してください。それぞ

れの用語の定義は、以下のとおりです。

欠 減：蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる滅失・喪失等

亡 失：事故によるアルコールの流出及びアルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合に限る。）等（事後、遅滞なく、亡失した場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

盗 難：アルコールの盗難の場合（事後、遅滞なく、盗み取られた場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

廃 棄：アルコールを廃棄した場合（許可の条件により、事前に廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局へ届出が必要）

収 去：法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員に対し、分析を行うために必要な試料を、収去証と引き替えとして無償で提供した場合

度数替え：当該度数のアルコールを希釈・変性し、度数が変わった場合（希釈後のアルコール（90度以上）は、希釈後の度数による報告書に記載します。）

記載事項：

- 1 欠 減 摘要コード番号、サブコード番号、事項、欠減の主要因（貯蔵欠減、作業欠減、計量誤差等）、及び1年間に減少したアルコールの数量
- 2 亡 失 摘要コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への報告年月日、及び亡失したアルコールの数量
- 3 盗 難 摘要コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への報告年月日、及び盗み取られたアルコールの数量
- 4 廃 棄 摘要コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への届出年月日、及び廃棄したアルコールの数量
- 5 収 去 摘要コード番号、サブコード番号、事項、収去証の収去番号、及び収去されたアルコールの数量
- 8 度数替え 摘要コード番号、サブコード番号、事項、度数替えしたアルコールの数量、及び度数替え後のアルコールの度数（度へ度数替え）
- 9 その他 摘要コード番号、サブコード番号、事項、具体的要因、及び減少したアルコールの数量

#### 【翌年度へ繰越】

前年度における「翌年度へ繰越」であるので、当該年度4月1日に前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

#### (3) アルコール譲受け一覧表の記載事項について

本表は、事業場別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に1年間に譲り受けたアルコールについて、その相手方及び数量を報告するものです。

引渡人の氏名又は名称欄への記載事項

定期報告についてはアルコールの取引に着目しますので、ここでいう引渡人は、アルコールの取引における譲渡し人になります。

(注) アルコールの譲受けの相手方である引渡人(譲渡人)について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の引渡人(アルコール現物の引渡人:詳しくは、「3.販売事業者が備えるべき帳簿(2)記帳すべき事項」を御覧ください)とは異なる者(売買取引の相手方)を記載することとなるので御注意ください。

#### (4) アルコール譲渡一覧表の記載事項について

本表は、アルコールの発酵・合成の別及び度数別の1年間に譲渡したアルコールについてその相手方や数量等を事業場ごとに整理して報告するものです。

受取人の氏名又は名称及び移出先の名称欄等への記載事項

定期報告についてはアルコールの取引に着目しますので、ここでいう受取人とは、アルコールの取引における譲受人であり、移出先は、当該譲受人の貯蔵所等となります。

したがって、許可番号の欄は、当該譲受人の貯蔵所等の事業場番号となります。

(注) アルコールの譲渡の相手方である受取人(譲受け人)について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の受取人(アルコール現物の受取人:詳しくは、「3.販売事業者が備えるべき帳簿(3)記載にあたっての注意事項」を御覧ください)とは異なる者(売買取引の相手方)を記載することとなるので御注意ください。

### アルコール事業法施行規則 - 抜粋 -

(定期の報告)

第二十九条 法第二十五条において準用する法第九条第二項の報告は、毎年五月末日までに、様式第三十二による報告書に、年度におけるアルコールの譲受けの実績を記載した様式第三十三による一覧表及びアルコールの譲渡の実績を記載した様式第三十四による一覧表を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出してしなければならない。

2 法第二十五条において準用する法第九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 前年度から繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 二 譲り受けたアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 三 製造事業者等に譲渡したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 四 当該許可に係る販売事業者の貯蔵所から移入したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び当該貯蔵所の名称
- 五 当該許可に係る販売事業者の貯蔵所に移出したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び当該貯蔵所の名称
- 六 輸出したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 七 翌年度に繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 八 アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
- 九 法第四十条第二項の規定によりアルコールを収去されたときは、これに関する事項
- 十 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項

(5) アルコール販売業務報告書、アルコール譲受け一覧表及びアルコール譲渡一覧表の記載例  
 ( 報告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

報告書の提出日を記載

< アルコール販売業務報告書 ( 表紙 ) >

様式第32 ( 第29条第1項関係 )

2002年05月03日

関東経済産業局長 殿

( 郵便番号 100-8901 )

報告者 住所 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話番号 03 ( 3501 ) 1511

商号、名称又は氏名

経済販売株式会社

( 許可番号 2 - 3 - 99989 )

法人の代表者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市上落合2-1-1

代表取締役社長 経済 花子

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール販売業務報告書

アルコール事業法第25条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

2001年度アルコール受払

- |   |        |       |
|---|--------|-------|
| 1 | 東京本店   | 95度発酵 |
| 2 | 東京本店   | 99度発酵 |
| 3 | さいたま支店 | 94度発酵 |
| 4 | さいたま支店 | 95度発酵 |
| 5 | さいたま支店 | 99度発酵 |

「事業場」「アルコール度数」「発酵又は合成の別」ごとに報告書を提出し、提出する報告書の一覧を記載する。

- |   |        |       |
|---|--------|-------|
| 6 | さいたま支店 | 95度合成 |
| 7 | 静岡貯蔵所  | 95度発酵 |
| 8 | 新潟貯蔵所  | 95度発酵 |

< アルコール販売業務報告書 (受払) >

当該事業場の整理番号を記入し、  
事業場名を付記する

様式第32 (第29条第1項関係)

2 0 0 1 年度アルコール受払

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称

2 - 3 - 9 9 9 8 9 - 0 2

さいたま支店

(2) 度数

9 5 度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1 (1: 発酵 2: 合成)

発酵アルコールの場合は1、  
合成アルコールの場合は2を記入

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		翌年度へ 繰越 (リットル)	
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード		摘要
	1	譲受	1,350,000	7 1	譲渡 許可事業者	1,617,000
	2 03	移入 静岡貯蔵所	450,000	7 2	譲渡 輸出	8,700
	5 8	度数替え 9 9 度から	10,420	8 04	移出 新潟貯蔵所	90,000
				9 1	欠減 計量誤差	1,699
				9 2	亡失 2001年6月1日報告	500
				9 5	収去 収去番号01-3-98-999	1
				9 8	度数替え 9 4 度へ	10,000
				9 9	その他 品質分析に使用	20
0		合計	1,810,420		合計	1,727,920
						82,500

コード

サブコード

コード

サブコード

複数枚にわたる場合、  
「前年度から繰越」、「数量の  
合計」及び「翌年度へ繰越」欄  
は最後のページにのみ記入

< アルコール譲受け一覧表、アルコール譲渡一覧表 >

当該使用施設の名称を付記

当該使用施設の整理番号を記入

様式第33 (第29条第1項関係)

アルコール譲受け一覧表

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2 - 3 - 9 9 9 9 7 - 0 2  
**さいたま支店**

(2) 度数 9 5 度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

引渡人の氏名又は名称	許 可 番 号	受入数量(リットル)	摘 要
工業用アルコール株式会社	2 - 3 - 00002	350,000	
アルコール製造株式会社	3 - 3 - 00001	1,000,000	
合 計		1,350,000	

様式第34 (第29条第1項関係)

アルコール譲渡一覧表

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 2 - 3 - 9 9 9 9 7 - 0 2  
**さいたま支店**

(2) 度数 9 5 度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別 1 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許 可 番 号	譲渡数量(リットル)	摘 要
株式会社H製薬 千葉工場	1 - 3 - 99981 - 02	10,000	
株式会社H製薬 前橋工場	1 - 3 - 99981 - 03	120,000	
D薬品株式会社 埼玉工場	1 - 4 - 99982 - 04	600,000	
経済産業株式会社 関東工場	1 - 3 - 99999 - 01	300,000	
合 計		1,617,000	

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入
譲渡一覧表の許可番号は、事業場整理番号まで記入
複数枚にわたる場合、「数量の合計」欄は最後のページにのみ記入